

知的財産と経済安全保障

発明の秘密管理および職務発明規程、共同研究等の特許マネジメントに強い影響を与える経済安全保障に関する知的財産の実務的問題を詳細に解説!

■開催日時

2025年 9月19日 [金]

時間14:00～17:00(途中休憩有り)

★オンデマンド視聴可能

申し込んでいただいた皆様には、セミナー終了後にセミナーを録画した動画（2週間閲覧可能）の閲覧用URLをお送りいたしますので、セミナー当日に都合がつかない方も受講可能です。

近年、国際政治経済の秩序が脅かされ、各国において軍事面だけでなく、経済安全保障においての取り組みが強化されるようになってきています。その中でも、知的財産に関係するのは、主に「先端的重要技術の開発支援制度」、及び「特許出願非公開制度」です。

まず、「先端的重要技術の開発支援制度」は、先端的な技術のうち、外部に不当に利用された場合には国家・国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの等を「特定重要技術」と定義し、

これらの技術に関し、支援、調査研究業務の委託等の枠組みを通じて、特定重要技術の研究開発の促進とその成果の適切な活用を図るものです。

そして、「特許出願非公開制度」は、公開を原則とする特許制度において、経済安全保障の観点から公開を制限するものであり、また、同制度では、経済安全保障に関し「機微な発明」に関しては外国出願を禁止しており、違反には刑事罰が科されます。同制度は、2024年5月1日から施行されており、保全審査前の特許庁での1次スクリーニングの対象になった件数は保全審査対象件数の約数十倍（約4000～5000件）と推定され、決して少ない数ではないと思われます。外国出願の適否の特許庁への事前確認の求めは1305件であり、外国出願の多くのユーザに利用されています。

本セミナーでは、経済安全保障の概要を説明すると共に、「先端的重要技術の開発支援制度」、及び「特許出願非公開制度」について、最新の情報を交えて解説し、実務上の留意点等を議論致します。

●講師:

岩田合同法律事務所 パートナー弁護士・弁理士 **関口彰正氏**

弁理士法人IGIP国際知的財産事務所 香川大学客員教授 弁理士 **辻丸光一郎氏**（博士（工学）・博士（医学））

●会場: Zoomを使ったオンラインセミナー